

不妊治療・検査補助 妊娠・出産を希望する人を応援

申問 健康づくり課 ☎(26) 3777

夫婦の不妊治療・検査にかかる費用の一部を助成する制度を、10月から開始します。

対象

申請日時点で住民登録がある、次の条件を満たす法律婚または事実婚の夫婦(片方が本市在住でも可)

- 👤 治療開始時の女性年齢が43歳未満
- 👤 市税に滞納がない
- 👤 他の自治体などで同様の助成を受けていない

対象の治療など

4月1日から令和9年3月31日までの次の治療

◆不妊検査

【不妊症の原因を特定・診断するための検査、不妊治療の方針を決定するための検査など】

◆一般不妊治療

【タイミング療法、人工授精】

◆生殖補助医療

【体外受精、顕微授精、男性不妊治療など】

◆先進医療

【不妊に関する厚生労働省所定の先進医療】

◆保険適用回数を超えた自費治療(例外あり)

◆通院に要した交通費・宿泊費

※第三者への精子・卵子提供、代理懐胎などは対象外

対象となる費用(考え方)

- 👤 実際に医療機関に支払った費用から高額療養費・付加給付などを差し引いた費用

助成額 20万円(上限)

年度内に受けた治療・検査に支払った費用に対し、20万円を上限として助成



詳しくはこちら

申込方法

健康づくり課窓口へお越しください
(銚子市役所向かい 保健福祉センター)

ねえ、使ってみない?

